

第1条 (総則)

このレンタル約款は、有限会社KANEHON（以下「当店」という）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用されます。

第2条 (レンタル商品)

当店はおお客様に対し、当店がおお客様に発行する納品書に記載するレンタル商品を賃貸し、おお客様はこれを賃借します。

第3条 (契約の成立)

当店とおお客様との間のレンタル契約は、おお客様が当店に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当社が承諾したときに成立するものといたします。当店は、おお客様の利用申し込みに対し、お申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、当店はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。

※日本国外に在住の方は、日本国内滞在時であってもレンタルできないことがあります。

第4条 (レンタル期間)

レンタル期間は納品書に記載する期間とします。

本レンタル約款に基づくレンタル契約は、本レンタル約款に定める場合を除き、解除等によって終了させることはできません。

おお客様のご都合でレンタル開始日を過ぎてレンタル商品をお受取りになった場合や再配達期間（最初の配達から約1週間）内にお受取りいただけない場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。再配達期間を過ぎ、レンタル商品が発送元に返送された場合、レンタル契約は終了いたします。おお客様のご都合で契約が終了した場合レンタル料金は全額お支払いいただきます。

第5条 (料金)

おお客様は当社が発行するレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額（以下「レンタル料等」という）を当社に対して支払います。

※レンタル商品によっては、保証金を申し受けさせて頂いております。

第6条 (レンタル商品の引渡し)

当店はおお客様に対し、レンタル商品をおお客様の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日（宅配の場合レンタル開始日前日）に引渡し、おお客様はレンタル商品をレンタル期間満了日に返却（宅配の場合はレンタル終了日の翌日付け発送となるように申し込み時に指定した都道府県より返却）するものとする。

おお客様が当社から賃借したレンタル商品は納品書のとおり、おお客様に引渡されたものとする。

第7条 (担保責任の範囲)

1. おお客様の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、当店はレンタル商品を交換します。また、代替商品が無い場合はその商品レンタル代をご返金する事で、当店は一切の責任を逃れるものと致します。※レンタル料等以上の返金はできませんのでご了承ください。

これ以外、当店は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、おお客様に対して損害賠償の責任を負いません。

2. 前項のレンタル商品の修理又は取り替えに過大な費用または時間を要する場合、当店はレンタル契約を解除させていただく場合がございます。

3. 下記の項目及び、それに類する事に関して、当店は一切の責任を負いません。

おお客様がレンタル商品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。

レンタル商品がレンタル期間中に使用不可能になった場合のおお客様の損害。

レンタル商品が配送途中の事故によりレンタル契約の目的が果せなかった場合のおお客様の損害。

レンタル商品が、使用不能によりおお客様に発生した損害。

第8条 (レンタル商品の使用、保管)

1. おお客様はレンタル品の使用および保管に関して、可能な限り汚さないよう、壊れないように使用及び保管に努める義務を負います。

2. おお客様がレンタル商品を使用される際、おお客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当店は一切の責任を負いません。

3. 当店はおお客様に生じた使用目的を達しない等の損害について、一切の責任を負いません。

4. おお客様はレンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等を行うことはできません。またレンタル商品を改装、改造することはできません。

5. おお客様はレンタル商品が到着しだい、レンタル商品の形状、数量に関してチェックしなければなりません。その時点で破損や不足など何らかの問題が生じている場合には、当社に速やかに連絡をするものとする。それらに関して、レンタル期間の開始日以降、又は終了時以降でのクレームは受け付け致しません。

6. おお客様はレンタル商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。あきらかに異常な汚れの酷い物と当社が判断した場合には、別途おお客様へ整備料を頂く事ができるものとします。

7. おお客様はレンタル商品を使用される前に「取り扱い説明書」及び「レンタル商品ご利用のしおり」をお読みにになり、その使用方法を確認し使用を開始してください。

第9条 (レンタル商品の使用義務違反)

レンタル商品がおお客様の責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、またはおお客様が当店のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、おお客様は当社に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等当社が被った一切の損害を賠償していただきます。

また、盗難にあった場合は当店へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、当店の受理番号を報告することとします。

第10条 (レンタル商品の返却)

お客様はレンタル商品を納品書に記載する期間に基づき、レンタル期間満了日までに返却完了していただきます。また、ご返却の梱包は原則として発送時の荷姿でご返却ください。それ以外の荷姿の場合やレンタル期日満了日までに返却が出来なかった場合は追加料金が発生する場合がございます。

ただし、お客様からレンタル期間満了日を過ぎて3日以上ご連絡がない場合や、お客様が本レンタル約款に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。

この場合お客様には直ちにレンタル商品を返却していただきます。契約解除後、当社がレンタル商品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金（延長料金と同額）を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に商品再購入価格をお支払いいただきます。

第11条 (レンタル期間の延長)

レンタル期間の延長をご希望される場合、受取日までにお申し出頂き、当社がこれを了承した場合に、レンタル期間を延長することができます。

ただし、当該商品につき別のお客様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできません。延長不可の連絡があった場合は契約終了日までに速やかに返却をするものと致します。返却が遅れることで貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合、その損害分を請求させていただきます。

レンタル期間を延長する場合、料金はレンタル料金表の「以後1日につき」に基づくものとします。但しご連絡なく延長された場合、通常の延長料金の1.5倍をご請求させていただきます。

※但し、6～9月の期間は、レンタル期間の延長を原則受付けておりません。

第12条 (不可抗力について)

当社がお客様に対しレンタル開始日までに天災、地震、火災、戦争、内乱、その他不可抗力（当社の責によらないものに限る）によりレンタル商品の納入を完了できないときは、その事由の継続する期間に限り、当店は遅滞の責を負わないものとする。ただし、使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免することがあります。

第13条 (配送先について)

レンタル商品の配送先については、お客様の登録住所（法人様については登録時の会社ご住所）へ発送させていただきます。

但し、催し等により配送先を催し会場などにしたい場合などについては、確認が取れる場所に限り、当店の判断で配送いたします。

第14条 (予約取消手数料)

本申込完了後にご予約を取消される場合、キャンセル料が発生する場合がございます。詳しい料率は下記をご覧ください。キャンセルに際しまして、既にお振込み入金済みの場合は、下記料金+返金手数料を差引きご返金します。カードご決済後の場合は、口座からのお引き落とし額を下記料金に変更させていただきます。

レンタル商品お受取日の3日前15:00迄のキャンセル

キャンセル料金は発生いたしません。

レンタル商品お受取日の3日前15:01以降～レンタルご利用期間開始日の前日23:59までのキャンセル

レンタル商品代金(保険・保証料を除く)の50%+予約取消手数料として往復送料※

但し、未使用かつレンタル受取日翌日発送便までに返送手続きを完了していること

※宅配の場合、未発送でも予約取消手数料として往復送料が発生します

第15条 (権利の譲渡)

当店は、この契約に基づく当社の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。

第16条 (レンタル返却時に備品を忘れた場合)

レンタル商品の返却時に、セット内容の一部および商品の備品を忘れた場合、そのセットの一部もしくは備品が返却されるまで、レンタル料金表の「3日につき」に基づくレンタル料金の100%をお支払いいただきます。また、お客様がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の配送料はお客様負担となります。

尚、当該商品につき別のお客様から予約が入っている場合等で、貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合には、その損害分を請求させていただきます。

また、紛失された場合、商品再購入価格をお支払いいただきます。

第17条 (その他)

1. 一部高額商品をレンタルする場合、レンタル料金とは別に保証金をお預かりさせていただきます。

2. 個人登録の場合は、1回のレンタルで借りられるレンタル商品の当店評価額の合計が30万円を上限とします。

3. レンタル商品によっては、複数台の商品をレンタルする場合、保証金をお預かりさせていただくか、お断りする場合がございますのでご了承ください。

4. セットのレンタル商品写真は一例でありますので、同一の物が届くわけではありません。

第18条 (準拠法)

本レンタル約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第19条 (契約不履行)

商品の返却をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま2週間を経過してもご返却されない場合や、申込書(インターネット申し込みを含む)に虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合又は電話の不通などが発生した場合は、警察署に被害届を提出し、法的手続きを取ります。

第20条 (裁判所の管轄)

本レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、当店の所在地の宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。